

福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」で  
被災された方にお知らせです。

最大約 **150万円** が受け取れる

## 住まいの復興給付金

### 給付申請はお済みですか？

東日本大震災で所有していた住宅が被害に遭われた方で、消費税率8%引上げ（2014年4月1日）以降に新たに住宅を建築・購入し、または被災住宅を補修し、その後居住する場合、消費増税分相当の給付が受けられます。

#### 重要 対象住宅と申請期限

対象住宅

被災住宅<sup>(\*)</sup>が福島県の「旧警戒区域」「旧計画的避難区域」に所在する場合

再建した住宅の引渡期限が延長されました。

**2029年12月31日**までに引渡しを受けた住宅

被災住宅が岩手県・宮城県・福島県（上記を除く）に所在する場合の申請受付は終了しました。

\* : 2011年3月11日の東日本大震災により被害が生じた住宅

申請期限

住宅の引渡しから **1年以内**

申請書の  
入手方法

- 被災自治体の窓口で入手
- ホームページからダウンロード <https://fukko-kyufu.jp>

※申請書が入手できない場合は、下記の「住まいの復興給付金事務局コールセンター」までお問合せください。

申請書の  
郵送先

〒983-8799 仙台東郵便局私書箱 15号 住まいの復興給付金申請係

■住まいの復興給付金事務局コールセンター

フリーダイヤル（無料）

**0120-250-460**

受付時間／9:00～17:00（土・日・祝日除く）

■住まいの復興給付金ホームページ

<https://fukko-kyufu.jp>

ホームページでは、制度内容の確認や  
給付金額のシミュレーションも行えます。



対象要件と給付金額は…

## 新築住宅を「建築・購入」、または中古住宅を「購入」した場合

### 給付申請額

**再取得住宅の床面積**  
(最大 175m<sup>2</sup>まで)

×

**給付単価**  
消費税率 10% : 8,550円  
消費税率 8% : 5,130円

×

**再取得住宅の持分割合**

- 区分所有の場合は、専有部分の床面積
- 用途が「住宅」以外の店舗等を含む場合は、住宅部分の床面積
- 175m<sup>2</sup>を超える場合は、175m<sup>2</sup>分

### 対象者

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

#### ①被災住宅を所有していた方

※被災時点(2011年3月11日時点)に所有していた方

#### ②再取得住宅を所有している方

#### ③再取得住宅に居住している方

①～③の要件すべてを満たしていない場合(被災住宅の所有者と再取得住宅の所有者が異なる場合等)でも各要件を有する方が共同で申請することができます。

その他、ご不明点がある場合には、  
住まいの復興給付金事務局コールセンター、  
またはホームページでご確認ください。

### 対象住宅

消費税率8%引上げ以降に、建築・購入した新築住宅、または宅建業者等から購入した中古住宅\*であること(\*売主が個人の場合は、非課税のため対象外です。)

## 被災住宅を「補修」した場合

### 給付申請額

**A 被災時点での被災住宅の床面積**  
×  
**給付単価**

消費税率 10% : 2,800円  
消費税率 8% : 1,680円

A または B のどちらか金額の少ない方

**B 補修工事費(税抜き)**

×  
0.05 (消費税率 10% 時)  
0.03 (消費税率 8% 時)

### 対象者

以下の要件をすべて満たす者・住宅が対象となります。

#### ①被災住宅を所有している方

※被災時点(2011年3月11日時点)より所有している方

#### ②被災住宅の補修工事を発注した方

※実際に支払った補修工事の金額が100万円(税抜き)以上であること。

#### ③補修した被災住宅に居住している方

①～③の要件すべてを満たしていない場合(被災住宅の所有者と補修工事の発注者が異なる場合等)でも各要件を有する方が共同で申請することができます。

その他、ご不明点がある場合には、  
住まいの復興給付金事務局コールセンター、  
またはホームページでご確認ください。

### 対象住宅

消費税率8%引上げ以降に、  
補修した被災住宅であること

### 【ご注意ください】

- 申請は、住宅の引渡日から1年以内に行ってください。
- (代表)申請者、および共同申請者が給付申請できるのは1回までです。(建築・購入と補修の両方は申請できません。)
- 国土交通省が行っていた「すまい給付金」との併用はできません。
- 建築・購入費用や補修費用に対して消費税率5%が適用されている場合は対象外です。
- 補修の申請において、複数回の補修工事を行い、消費税率(8%と10%)が混在する場合、給付単価は低い方の消費税率(8%)が適用となります。
- 申請書のほかに、り災証明書等や不動産登記における建物の登記事項証明書・謄本等の、添付書類が必要です。詳しくは、住まいの復興給付金事務局コールセンター、またはホームページでご確認ください。